

不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は、近隣への迷惑となるうえに、自然環境にも著しい悪影響を与えます。

町では、不法投棄を防止するため、日常的に監視パトロールを実施し、警告看板を設置するなどして対応していますが、不法投棄は後を絶ちません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されており、不法投棄は法律により禁止されています。

不法投棄者に対しては、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方（法人の場合は3億円以下の罰金）という厳しい罰則が科されることになります。

不法投棄を目撃した場合、役場または木古内警察署に通報してください。

通報時には、場所、時間、投棄物、車両ナンバーや不法投棄者の特徴等をお知らせいただくと、不法投棄者を特定しやすくなりますので、ご協力をお願いします。

なお、不法投棄者への声かけや追跡等は、危険を伴う可能性があるため、やめましょう。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131



不法投棄の様子

お肉はしっかり焼いて食べましょう！

牛や、豚、鶏などのお肉には、腸管出血性大腸菌O 157やカンピロバクターなど食中毒を起こす細菌が付着している可能性があります。また、エゾシカなどの野生鳥獣（ジビエ）はE型肝炎ウイルスや寄生虫を保有している可能性が高く、生で食べるのは特に危険です。

【食中毒を予防するためには】

- お肉やレバーなどの内臓、ひき肉を使用した製品（メンチカツ、ハンバーグなど）は、中心部までよく加熱して食べましょう。
- お肉は、他の食品と調理器具や容器を分けて、調理・保管しましょう。
- お肉に触れた調理器具などは、使用後に殺菌・消毒しましょう。

【食中毒予防の三原則】

つけない・ふやさない・やっつける

- お問い合わせ 北海道渡島保健所木古内支所 ☎01392-2-2068
木古内地方食品衛生協会 ☎01392-2-2008



7月24日（月）～7月30日（日）は肝臓週間です！

一生に一度は肝炎検査を受けましょう！

渡島保健所では、管内住民の方を対象に無料で肝炎検査を実施しており、検査結果は当日お伝えしております。検査の希望やご相談は、下記までご連絡ください。

ウイルス性肝炎は無症状で進行し、肝不全や肝がんを発展する可能性がある病気です。最近では飲み薬で治療できるようになっています。早期発見・早期治療のために、一度は肝炎検査を受けましょう。

〈申込・相談先〉

渡島保健所健康支援係 ☎0138-47-9548（月～金 8時45分～17時30分）

※検査は事前予約制です。